

三宅町水道事業経営戦略

団 体 名 : 三宅町

事 業 名 : 三宅町水道事業

策 定 日 : 令和 3年 3月

計 画 期 間 : 令和 2年度～令和 12年度

1.事業概要

(1)事業の現況

①給 水

供用開始年月日	昭和43年12月15日	計画給水人口	7,300 人
法的(全部・財務)	法 適	現在給水人口	6,877 人
・法適の区分		有収水量密度	1.62 千m ³ /ha

②施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水、 <input type="checkbox"/> ダム、 <input type="checkbox"/> 伏流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 受水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 50.23 km
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	2,660 m ³ /日	施 設 利 用 率	70.45 %

③料 金

料金体系の 概要・考え方	三宅町は従量料金となっており、水道料金は下表に示すとおりである。 また、料金算定については毎月検針、毎月調定で水道料金を課金している。 基本水量は0m ³ であり、1m ³ 当たりで、1m ³ ～10m ³ (130円)、11m ³ ～20m ³ (160円)、21m ³ ～30m ³ (190円)、 31m ³ ～40m ³ (220円)、41m ³ ～50m ³ (240円)、51m ³ 以上(270円)と逓増型の従量 料金となっている。 傾向として、大口使用者の水道料金が給水収益の増減に影響を与える割合が比較的大きい料金 体系となっている。			
	従量	単価(円)	従量	単価(円)
	基本料金(1ヶ月につき)	600円	41m ³ ～50m ³	240円
	1m ³ ～10m ³	130円	51m ³ 以上	270円
	11m ³ ～20m ³	160円		
	21m ³ ～30m ³	190円		
		31m ³ ～40m ³	220円	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成13年10月1日			

④三宅町水道事業の体制は図1のとおり、町長である水道事業管理者の下、上下水道課の1課による職務体制となっている。

職員数について、職員は全て損益勘定支弁職員で占められている。
平成18年度から令和2年度の15年間で図2のとおり4人から2人に減少している。

図2に示す職員数は正規職員の人数であり、平成30年度から磯城郡水道広域化に向けた取り組みの一つとして、営業業務を含む派遣業務委託を行っており、窓口及び電話受付業務、料金徴収を委託したことにより、派遣職員が1日当たり1名常駐している。

図1 水道事業組織体制図

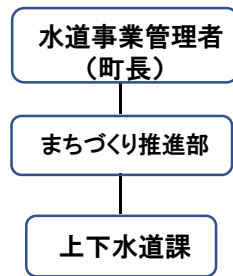
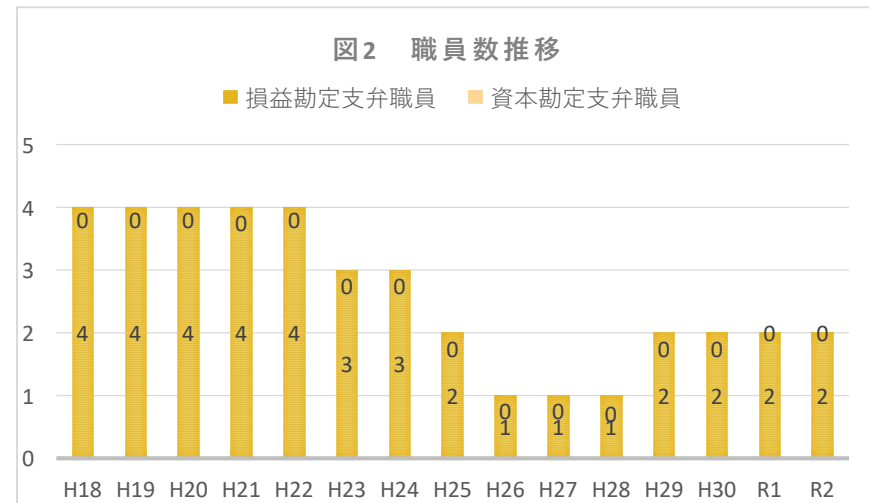


図2 職員数推移



(2)これまでの経営健全化の取組

水需要の減少、老朽管更新費用の増大等の数々の課題を抱えている水道事業であるが、奈良県と磯城郡3町は、水道事業の広域化を行うことで、課題解決のモデルケースを構築する為、令和4年度の磯城郡広域水道事業体一部事務組合設立に向けた以下の取組みを行ってきた。

○磯城郡水道広域化への経緯

- ・平成28年7月に磯城郡における水道事業の広域化に関する覚書締結(磯城郡3町、県)
- ・同年10月に磯城郡水道広域化推進協議会設置(磯城郡3町、県地域政策課、県水道局)
磯城郡3町で広域的に水道事業を経営する事業体の設立に向けた協議、検討を開始。
- ・平成29年6月に川西町県水直結配水開始。
- ・平成29年10月に奈良県が「県域水道一体化の目指す方向性」を提示。
- ・平成30年3月25日に田原本町県水転換。
- ・平成30年4月に磯城郡広域水道事業体設立準備協議会の設置(磯城郡3町、県地域政策課、県水道局)
- ・同年同月に磯城郡広域水道事業体設立準備室を設置(県職員1名及び磯城郡3町から1名ずつを派遣)
- ・平成30年度及び令和元年度において県域一体化のモデルケースとして、奈良県と連携し、地方自治研究機構との共同研究を実施。
- ・令和元年度 磯城郡水道広域化基本方針を作成。
- ・令和2年度 磯城郡水道広域化基本計画を発表。

○磯城郡水道広域化に伴うメリット

- ・各町浄水設備を廃止することによる施設更新費用の削減(ダウンサイジング化)
- ・広域化事業に係る国庫補助金の活用。
- ・管路更新等の建設改良工事に対する技術職員の確保。
- ・水道事業体の規模の拡大により包括委託や修理委託等について組織的な委託化により水道事業の安定供給化。

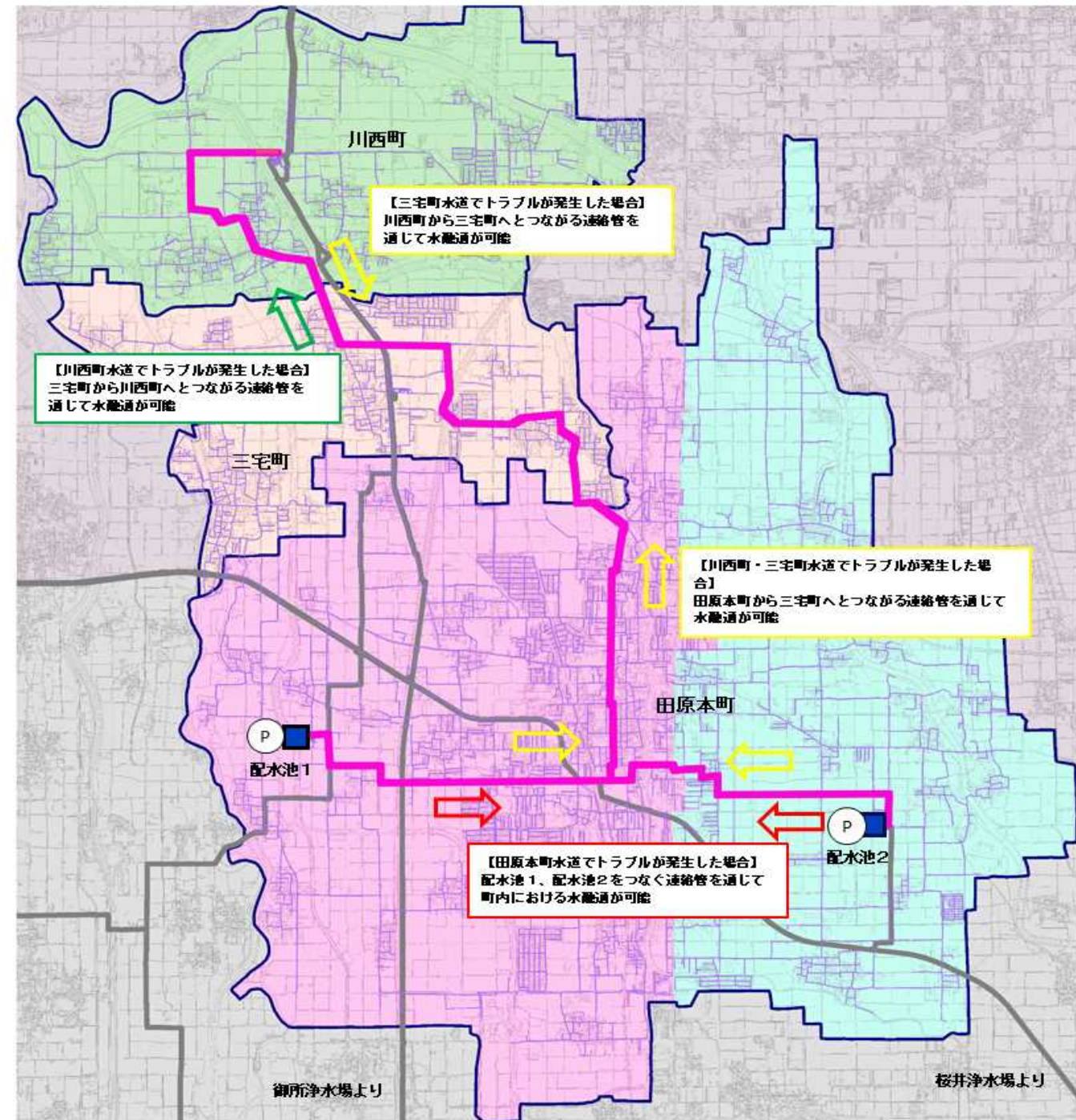
○今後の展望

- ・令和4年度当初より磯城郡広域水道事業体一部事務組合業務開始予定。
- ・より大きなスケールメリットを享受するため令和7年度から8年度にかけて県域一体化組織へ参入する予定。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

別紙参照。

【磯城郡水道広域化基本計画抜粋】



2.将来の事業環境

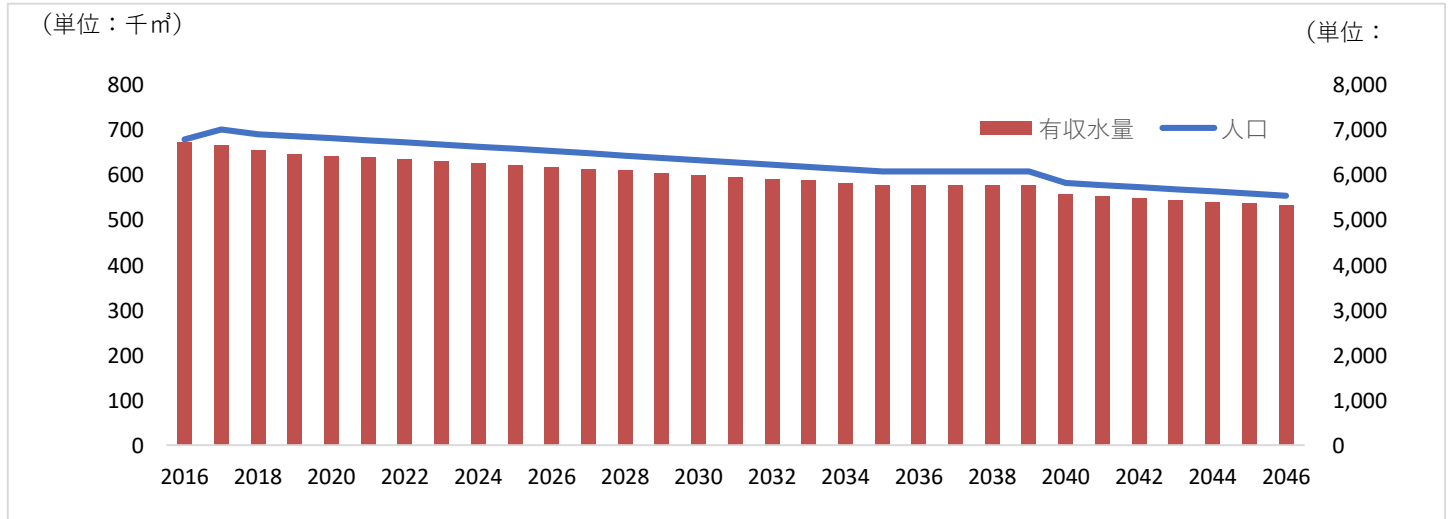
(1)給水人口の予測

○三宅町人口ビジョン(平成28年(2016年)3月を利用して算定。下表参照。

(2)水需要の予測

○年間総給水量(=[給水人口×平成28年度(2016年度)1人あたり年間給水量])×平成28年度(2016年度)有収率により算出

【給水人口及び水需要の予測】



(3)料金収入の見通し

(予測の方法)

・水需要予測結果の有収水量に基づき、直近実績単価を乗じて料金収入を予測する。

年間有収水量※1 × 直近実績単価※2

※1 給水人口に比例して増減すると仮定

※2 料金を5年ごとに見直し、経常赤字又は、資金不足(期末資金残高が総費用の1/2を下回る)が発生する場合、将来5年間の給水原価及び資金不足額を勘案し、料金値上げを実施する。

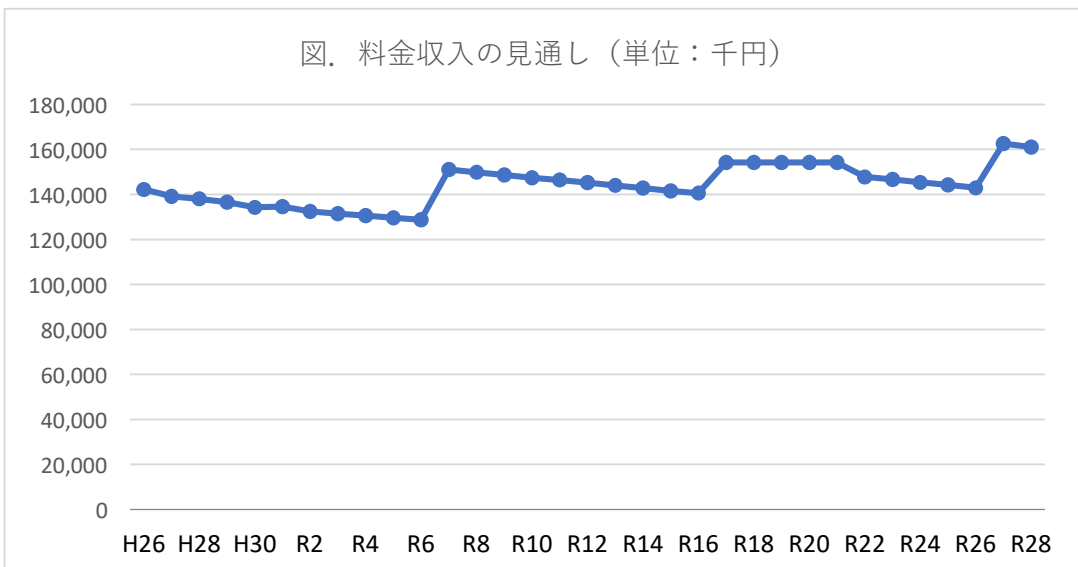
(料金収入の見通し)

・平成30年度実績は料金収入134,248千円/年、有収水量は659百m³、供給単価は203.71円/m³であった。

・将来の供給単価は多少の増減はあるが、上昇幅は抑制できると見込む。

・料金収入の見通しは人口減少に比例して料金収入も徐々に減少する。

図. 料金収入の見通し (単位: 千円)



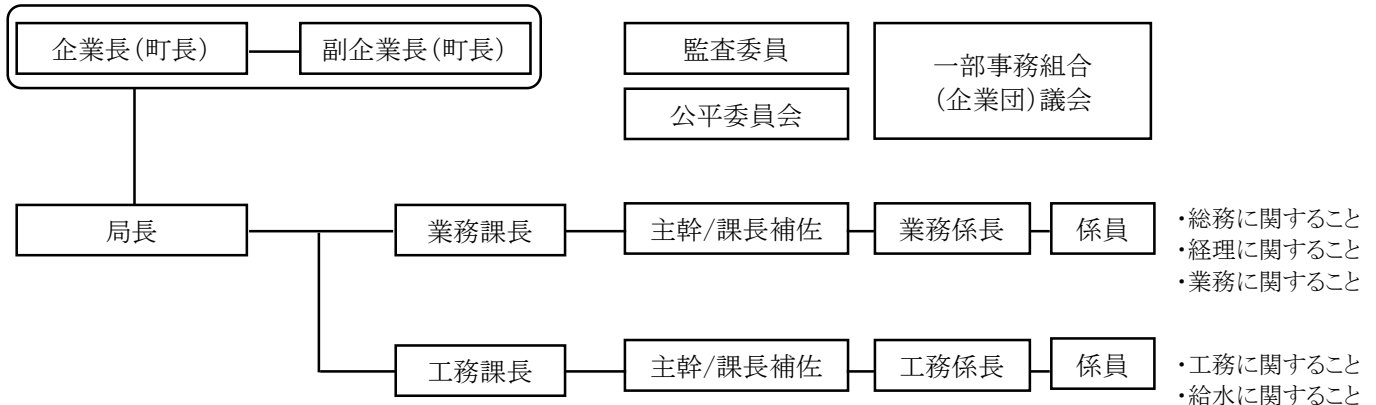
(4)施設の見通し

施設投資額の見通しは令和8年度までが国庫補助金による事業期間となるため投資額を算出している。
別紙参照。

(5)組織の見通し

令和4年度設立予定の一部事務組合の組織体制は2課で19名体制を予定している。業務量調査の上、算出された人員体制であり、議会事務や人事・入札・指名願関係、竣工検査事務等の現在本庁部局に事務を行っている事務量の増加も考慮したもの。

【一部事務組合設立時の組織図】



3. 経営の基本方針

三宅町の水道事業は、昭和37年3月に創設認可を受け、昭和38年3月から給水を開始し、現在で57年を経過している。その後3次にわたる拡張事業を行い、給水区域を本町一円とし、給水人口7,300人、給水量2,660m³/日の規模で事業経営を続け、給水普及率は100%となっている。

また、現在の浄水場は昭和51年5月に創設されており、施設の老朽化が進む中で数多くの課題を抱え、今後さらに水道事業経営が厳しい状況になることがうかがえる。

以上のような水道事業の抱える問題点や課題について、奈良県のモデルケースとして磯城郡広域水道事業体一部事務組合設立に向け取り組んでいる。

以上により、下記の事業を重点的に取り組んでいく。

- ・県水転換事業
- ・浄水場施設解体事業
- ・磯城郡広域水道事業体一部事務組合設立と運営
- ・広域連絡管整備事業
- ・運営基盤強化事業

4.投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	磯城郡水道広域化基本方針及び基本計画に基づき、施設及び管路ともにアセットマネジメントの考え方による更新需要の平準化に配慮しながら、水道資産の維持・管理を行っていく。
-----	--

・上記の目標を達成するために、令和8年度までは広域連絡管の整備を中心に管路更新を行う。
 広域連絡管以外の管路については、経年劣化の度合いにより緊急性を考慮した管路更新を行っていく。
 財政状況等を考慮して管路更新の前倒しについても検討を行う。
 また、令和9年度以降の管路更新計画については、指定避難場所等への管路更新を中心に優先順位や財政状況を踏まえ、今後検討する。

事業スケジュール ※令和2年8月末時点のため、状況に応じて変更有り

単位(千円)

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
三宅町	65,011	200,000	19,248	127,344	68,351	114,542	69,037

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	財政負担の軽減と安定した水道事業経営を行うため、必要に応じて料金改定や企業債の借入れを行う。尚、令和8年度までは国庫補助金及び出資金の財源を使用予定。
-----	---

(料金)

受益者負担の原則に即り、必要に応じて適正な料金改定を行い、将来の更新財源を確保する。

(企業債)

国庫補助金や一般会計からの出資金を受けられる状況であれば、企業債の借入れは通常の借入額の2分の1の金額で済むことから、過去の企業債の償還終了が進んでいく中で、単独費用を抑制する観点から企業債を起こす。

(国庫補助金)

本町は、磯城郡水道広域化一部事務組合設立後に、広域化事業基盤運営強化事業(令和4年度～令和8年度)による国庫補助金を受ける予定であり、更に県域一体化についても補助対象となる事業について国庫補助金を活用することを検討している。

(出資金)

現在は出資金は受けていないが、必要に応じ本町財政部局と交渉していく。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(人件費)

平成26年度～令和2年度については直近の実績値、令和4年度以降は、統合後の人員配置予定に従い算出。

(委託料)

平成26年度～令和2年度については直近の実績値、令和4年度以降は、磯城郡3町包括委託見積額より算出。

(県水受水費)

現状単価に受水量を乗じて算出

(減価償却費・長期前受金戻入)

新規資産(長期前受金戻入は補助金等戻入対象部分)については、残存価格10%、土建60年、機電20年管路40年として算出

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組の概要

①投資についての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	比較的投資規模の大きな不要浄水施設の撤去工事等に対して、PFIやDBOなど民間資金を活用することが現実的か、事例調査を行う。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	令和2年度中に本町は県水転換(県が施工する直結配水施設)を行い、浄水場を廃止し、令和3年度からは県営水道の高い圧力を利用し、町全域に直送する予定である。 また、令和4年度から磯城郡広域水道一部事務組合設立後、令和8年度末までに磯城郡3町を緊急連絡管で結び、県営水道送水管で事故等が発生した時に、田原本町の緊急貯留施設から磯城郡3町へ水道水を供給する予定である。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	令和4年度から予定している、運営基盤強化事業(既設管路の耐震化)について、将来的な水需要の減少を考慮し、減径を検討するとともに、緊急連絡管との同時施工により施工費用のコスト削減を図ることで、耐震化と施設費用の減額の双方を達成するスペックダウンである。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	本町では県水転換後、浄水施設を廃止する事により、浄水施設更新費用が無くなっている現状があるため巨額投資の平準化は達成できていると考えるが、磯城郡水道広域化に伴う国庫補助金などの有利な財源を活用しながら、令和4年度から令和8年度の5年間にわたり、緊急連絡管及び既設管の耐震化等の施設の更新を重点的に行う予定である。長寿命化については、管路更新に対して新しい工法も視野に入れ検討する。

②財源についての検討状況

料 金	平成13年10月に料金改定を行って以来、消費税率改定以外の料金改定を行っていない状況であるが、現段階での財政シミュレーションの結果では、令和5年度と令和15年度には料金改定時期となっている。しかしながら、流動的な要素も多く含まれることから毎年度決算結果において適宜予測を改め、料金改定の時期と改定率について見極める。
企 業 債	令和10年度までに企業債の償還終了が大きく進むこと、及び、広域化事業に係る国庫補助金及び出資金を受けられる状況であることから、企業債の残高が減ること、新規発行の企業債金額が出資金により抑制できることから、令和8年度までは、建設改良費について企業債の発行を見込んでいる。

繰 入 金	総務省通達による地方公営企業会計繰り出し金についての通知のとおり、基準内繰入金については一般会計側が負担したときは地方交付税措置を講ずることから、本町については一般会計から基準内繰入金を受けていない状況であるが、今後の一部事務組合設立後についても求めていく予定。
資産の有効活用等(※2)による 収入増加の取組	磯城郡水道広域化一部事務組合設立時には、不使用資産については、本町への譲渡について協議中である。
その他の取組	不用となった浄水施設関連の固定資産の一括除却を令和3年度に予定している。多額の累積欠損金を生じさせることについて、補填方法を協議検討中である。
広 域 化	磯城郡はもとより、県域一体化についてもスケールメリットが見込まれることから、参加を予定している。特に県域一体化に伴う水道料金の統一による料金改定は、住民が受けるメリットとして大きいと考えている。
そ の 他 の 取 組	平成26年度より新設及び布設替えの本管についてDCIP-GX管を採用し、管路の耐震化に着手している。

※2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小電力発電や太陽光発電など

③投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	広域化に伴う、組織の拡大による包括委託料や漏水等の緊急修理体制の委託化を検討しているが磯城郡3町で費用按分した際の負担額について精査中である。
修 繕 費	老朽化が進めば修繕費の増加が見込まれるため、更新か修繕かどちらが中長期的に合理的か、そのタイミングを検討する。
動 力 費	県水転換後、浄水場廃止により不要。
職 員	包括委託範囲の拡大による職員の減員については令和4年度以降に精査検討を行う。
そ の 他 の 取 組	賃借料について、料金・会計システムの広域化を見据えてリース期間を令和5年2月末に設定して、磯城郡以外の他市のシステムとの共同調達等を検討中。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	各年度の給水実績や財政状況の決算値が出れば当初の計画と比較を行い、差異について分析、評価することにより適切に事業の進捗管理を行う。 また、計画の更新については、令和2年の本町の経営戦略作成、令和4年の磯城郡水道広域化一部事務組合の経営戦略作成、その後、県域一体化組織での経営戦略の作成が令和7年度から8年度に予定及び想定される。
-------------------------	---

〈三宅町〉財政シミュレーション

項目	実績値					予算					予測値																							
	2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030	
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12																	
1. 現在給水人口	7,147	7,093	7,013	6,985	6,877	6,835	6,793	6,746	6,700	6,653	6,607	6,560	6,510	6,459	6,409	6,359	6,308																	
2. 年間総配水量	729	693	692	684	681	665	661	657	653	649	645	641	636	632	627	623	618																	
(1) 自己水	529	495	492	489	487	474	471	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
(2) 県水	200	200	200	195	194	191	190	657	653	649	645	641	636	632	627	623	618																	
3. 年間総有収水量	695	679	671	664	659	643	640	636	632	628	624	620	615	611	607	602	598																	
4. 1日平均有収水量	1,903	1,855	1,839	1,818	1,805	1,757	1,753	1,742	1,732	1,716	1,710	1,699	1,685	1,669	1,663	1,649	1,638																	
5. 1日平均配水量	1,998	1,898	1,897	1,874	1,867	1,817	1,812	1,800	1,789	1,773	1,766	1,755	1,743	1,725	1,718	1,706	1,693																	
6. 1日最大給水量	2,610	2,258	2,301	2,159	2,221	2,162	2,156	2,142	2,129	2,109	2,102	2,088	2,073	2,053	2,044	2,029	2,015																	
基準水量	-	-	-	-	-	-	124	119	118	116	115	114	113	112	111	111	110																	
7. 有収率	95.2	97.7	96.9	97.0	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7																	
1. 総収益	184,051	183,443	173,784	169,921	167,199	163,501	167,034	238,672	173,133	152,806	152,352	151,669	165,426	149,590	147,809	145,560	154,392																	
(1) 営業収益	142,703	141,879	138,566	138,933	136,723	133,193	136,326	131,266	130,443	129,621	128,798	127,975	126,947	126,124	125,301	124,273	123,450																	
ア. 給水収益	142,215	139,128	138,056	136,597	134,248	132,736	133,073	130,809	129,986	129,164	128,341	127,518	126,490	125,667	124,844	123,816	122,993																	
イ. 受託工事収益	0	2,262	0	1,950	2,158	0	2,910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
ウ. その他の営業収益	488	489	510	386	317	457	344	457	457	457	457	457	457	457	457	457	457																	
(2) 営業外収益(長期前受金戻入)	40,339	40,269	35,218	30,987	30,476	30,698	30,698	47,334	42,690	23,185	23,554	23,694	38,479	23,466	22,508	21,288	30,942																	
ア. 長期前受金	33,657	33,445	25,624	25,869	25,503	25,142	24,733	42,222	37,578	18,072	18,442	18,581	33,366	18,353	17,396	16,175	25,829																	
あ. 既存	33,657	33,445	25,624	25,869	25,503	25,142	24,733	42,300	37,346	17,556	16,691	16,178	29,964	14,293	13,196	11,835	21,349																	
い. 新規	0	0	0	0	0	0	0	92	232	516	1,751	2,403	3,402	4,060	4,200	4,340	4,480																	
イ. その他	6,682	6,824	9,594	5,119	4,973	5,113	5,965	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113	5,113																	
(3) 特別利益	1,008	1,295	0	0	0	54	9	60,072	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
2. 総費用	174,441	158,960	146,609	159,032	162,227	155,850	201,477	848,642	157,057	142,784	144,970	145,577	157,918	148,803	151,379	153,942	164,159																	
(1) 営業費用	158,249	153,447	141,319	154,379	157,972	151,947	165,370	166,123	149,937	136,500	138,619	139,623	151,652	142,551	143,617	144,541	153,156																	
ア. 人件費	14,731	13,352	13,110	22,049	21,183	17,558	21,453	17,417	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840																	
あ. 原水及び浄水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
い. 配水及び給水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
う. 施設管理及び受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
え. 業務及び総係費	14,731	13,352	13,110	22,049	21,183	17,558	21,453	17,417	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840																	
イ. 委託料	24,825	19,068	14,882	22,438	17,450	19,513	26,165	19,513	14,269	14,269	14,269	14,269	14,269	14,269	14,269	14,269	14,269																	
あ. 原水及び浄水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
い. 配水及び給水費	12,838	8,512	3,724	11,487	4,368	4,452	6,360	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452	4,452																	
う. 施設管理及び受託工事	560	450	480	0	470	700	470	470	470	470	470	470	470	470	470	470	470																	
え. 業務及び総係費	11,427	10,556	10,708	10,471	13,082	14,591	19,105	14,591	9,347	9,347	9,347	9,347	9,347	9,347	9,347	9,347	9,347																	
ウ. 修繕費	5,266	6,638	11,813	5,956	5,836	5,322	6,371	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705	5,705																	
あ. 原水及び浄水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
い. 配水及び給水費	5,261	6,560	11,728	5,643	5,382	4,953	6,169	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326																	
う. 施設管理及び受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
え. 業務及び総係費	5	78	85	313	455	370	202	379	379	379	379	379	379	379	379	379	379																	
エ. 動力費	17,799	17,681	16,071	16,755	15,140	15,158	16,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
あ. 原水及び浄水費	17,799	17,681	16,071	16,755	15,140	15,158	16,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
い. 配水及び給水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
う. 施設管理及び受託工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
オ. 薬品費	1,125	1,080	1,161	1,216	1,006	1,183	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
あ. 原水及び浄水費	1,125	1,080	1,151	1,216	1,006	1,183	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
い. 配水及び給水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
カ. 受水費	23,480	23,360	23,360	23,160	36,580	36,460	31,840	63,866	63,411	62,996	62,581	62,167	61,762	61,317	60,872	60,467	60,022																	
キ. 減価償却費	62,764	62,356	47,784	45,627	45,528	45,047	44,641	45,121	25,647	13,061	15,595	17,013	29,447	20,792	22,302	23,631	32,691																	
あ. 既存	60,926	59,368	47,500	45,627	45,528	45,047	44,641	45,121	24,729	11,710	11,181	10,864	20,306	9,750	9,113	8,295	15,208																	
い. 新規	1,838	2,988	284	0	0	0	0	0	918	1,351	4,414	6,149	9,141	11,042	13,189	15,336	17,483																	
(うち中央監視設備 削減分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
(うち配水池DS 削減分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
ク. その他営業費用	8,259	9,912	13,148	17,177	15,249	11,704	17,364	14,502	14,065	13,629	13,629	13,629	13,629	13,629	13,629	13,629	13,629																	
あ. 原水及び浄水費	1,200	934	942	942	938	913	492	913	913	913	913	913	913	913	913	913	913																	
い. 配水及び給水費	1,347	1,141	1,899	2,326	1,188	964	968	964	964	964	964	964	964	964	964	964	964																	
う. 施設管理及び受託工事	0	1,535	0	1,500	1,678	0	2,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
え. 業務及び総係費	5,651	6,250	10,255	9,860	10,943	9,326	13,154	12,123	11,687	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250																	
お. その他	61	52	52	2,548	502	502	550	502	502	502	502	502	502	502	502	502	502																	
(2) 営業外費用	5,920	5,513	5,290	4,652	4,237	3,903	3,098	2,801	7,120	6,284	6,351	5,954	6,267	6,252	7,762	9,400	11,003																	
ア. 支払利息	5,786	5,365	4,933	4,503	4,087	3,761	3,097	2,801	7,120	6,284	6,351	5,954	6,267	6,252	7,762	9,400	11,003																	
イ. その他営業外費用(雑支出)	134	148	357	149	150	142	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
(3) 特別損失	10,272	0	0	1	18	0	33,009	679,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0																	
3. 経常利益	18,873	23,188	27,175	10,890	4,991	7,597	△ 1,443	9,675	16,076	10,222	7,382	6,092	7,507	787	△ 3,569	△ 8,381	△ 9,767																	
差引	9,610	24,483	27,175	10,888	4,973	7,651	△ 34,443	△ 609,970	16,076	10,222	7,382	6,092	7,507																					

経営比較分析表（令和元年度決算）

奈良県 三宅町

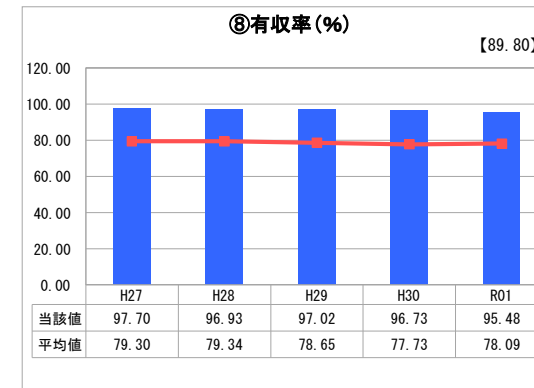
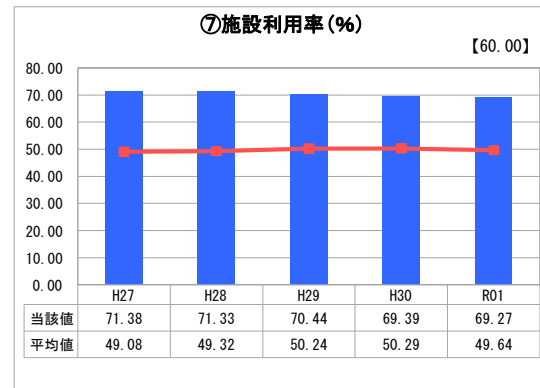
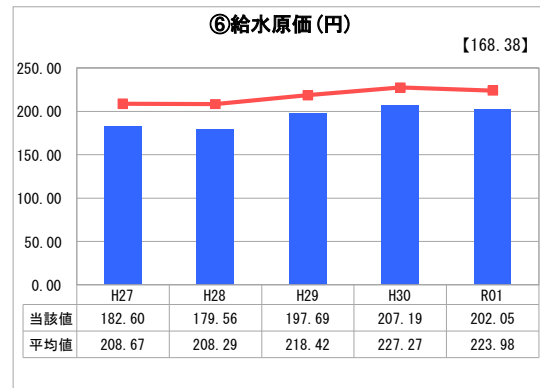
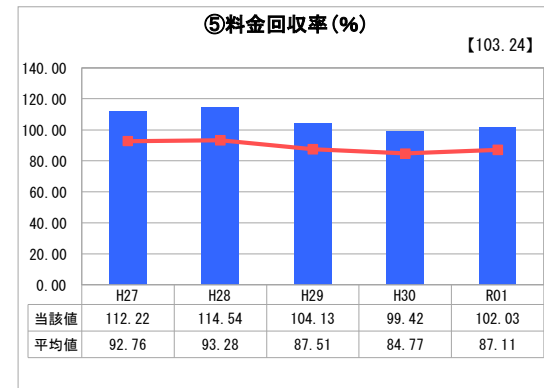
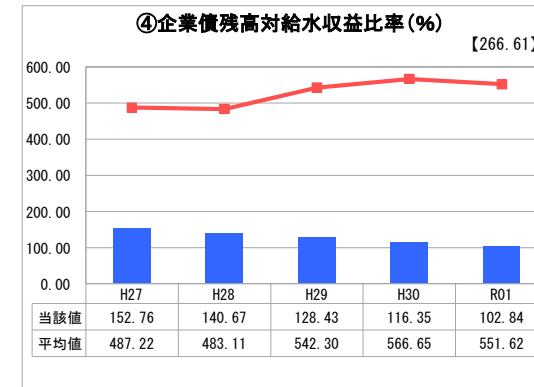
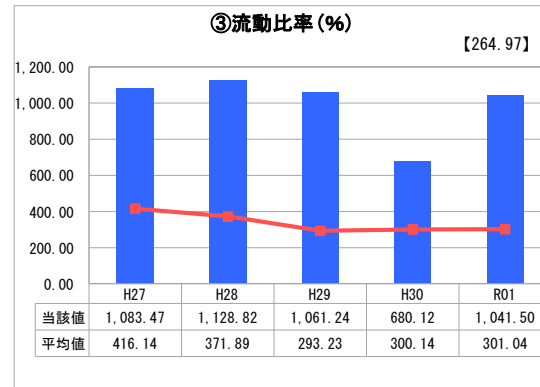
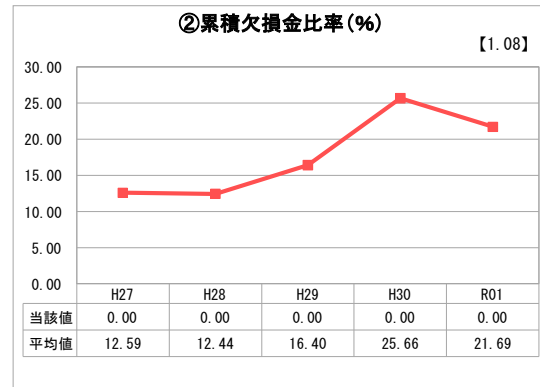
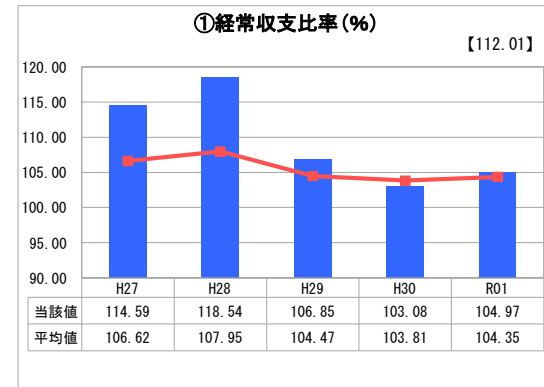
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	89.33	100.00	3,780	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,842	4.06	1,685.22
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
6,820	4.06	1,679.80

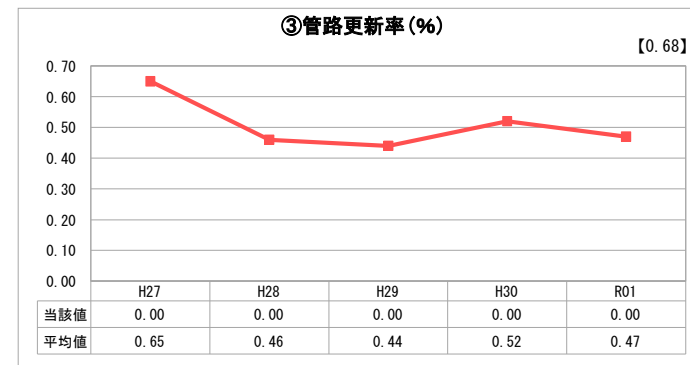
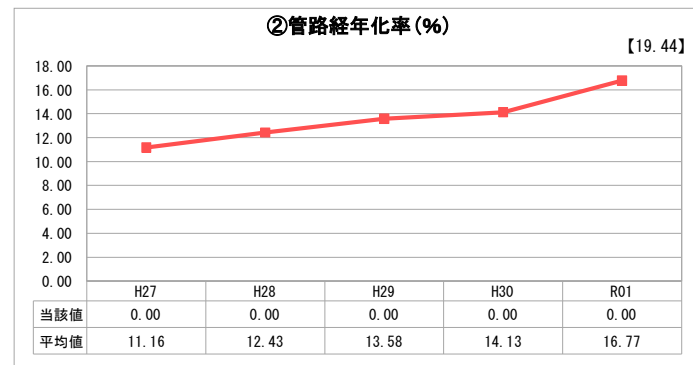
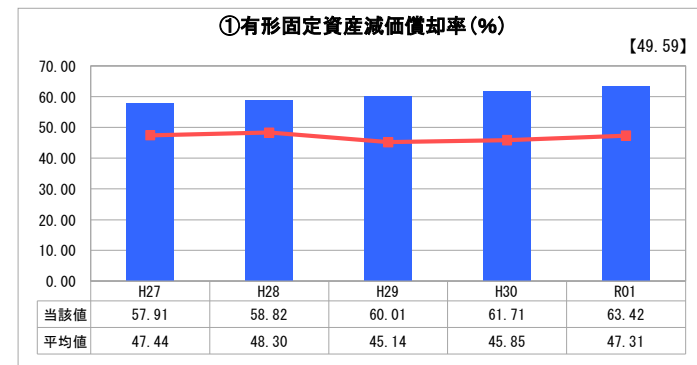
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町水道事業の経営の健全性としては、現状はおおむね良好である。
 その中で、将来的に見ると人口減少により年々給水収益が減少している点と、昭和51年に建てられた浄水場施設の老朽化に伴う維持費用の増加が問題となっているが、これらについては、磯城郡水道広域化事業を進めるなかで令和2年度末に県営水道への全量転換と同時に浄水場施設の廃止を行う。
 指標④については、近年企業債の借入がないため減少傾向にあるが、今後は令和2年度の県営水道への全量転換に伴う浄水場内施設の廃止や京奈和自動車道三宅インター周辺の上水道管の整備等で企業債の借入も必要と思われる。
 なお、施設等の効率性をあらわす指標⑦・⑧については、類似団体平均値に比べ良好であるといえる。

2. 老朽化の状況について

指標①は保有資産の老朽化割合をあらわしているが、本町ではその割合が50%を超えている。特に昭和51年に建てられた浄水場は築40年が経過しており、近年は修繕等の費用が嵩んでいる傾向にあるが、県水転換することにより沈澱池等の老朽化している施設を廃止することで解消されると思われる。
 指標②の管路の経年化率については、令和1年度時点ではまだ0であるが、今後10年以内に法定耐用年数越えの経年管が出てくることは明らかであるため、実耐用年数とのバランスと経営状態を考慮に入れ、令和4年度から運営予定の(仮称)磯城郡広域水道一部事務組合で更新していく予定である。

全体総括

上記1・2で述べたように、現在の水道事業の経営状態はおおむね良好である。
 近い将来人口減少による収益のさらなる減少と浄水場老朽化による更新・修繕費用及び経年管の更新費用の発生が見込まれるが、令和2年度からの県水転換並びに磯城郡水道事業の広域化を進めることで、本町の水道事業運営の基本理念としている『安心で安全なおいしい水を安定的に供給する』ことができるよう努めているところである。